



適格請求書等保存方式

インボイス制度について

1. インボイス制度とは

- ▶ 適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は令和5年10月1日より開始される制度で、「売り手」が「買い手」に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝えるものです。「売り手」が「買い手」に「適用税率や消費税額等を正確に伝えられない」と「仕入税額控除が行えない」ことになります。

2 . 消費税の基本的な仕組み

- ▶ 「仕入税額控除」とは何かを理解するには、消費税の基本的な仕組みを理解しておく必要があります。
- ▶ 納付する消費税額は、消費税率ごとに区分して、売上税額から仕入税額を差し引いて計算します。この仕入税額を売上税額から差し引くことを仕入税額控除と言います。この仕入税額控除の適用を受ける為には一定の要件を満たす必要があります。
- ▶ 消費税額 = 課税売上に係る消費税額（売上税額） - 課税仕入に係る消費税額（仕入税額）
* 仕入税額控除

消費税は、製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課される税ですが、最終的に商品やサービス等の提供を受けた消費者が負担した消費税額が正確に納付されるためには、下図に示すように消費者に届く前の各流通段階における消費税額の申告と納税が欠かせません。

取引

生産・製造業者 A	
	
売上	5,000
消費税①	500

卸売業者 B	
	
売上	7,000
消費税②	700

小売業者 C	
	
売上	10,000
消費税③	1,000

消費者 D	
	
支払総額	11,000
(内消費税：1,000)	

仕入	5,000
消費税①	500

仕入	7,000
消費税②	700

消費税

納付税額 a:	
① =	500

納付税額 b:	
② - ① =	200

納付税額 c:	
③ - ② =	300

消費者 D が支払った消費税 1,000 円は、ABC の各事業者が 500 円、200 円、300 円と個別に納付している。

3 . インボイス制度における変更点

- ▶ 以下の表を見ると分かりますが、インボイス制度とは「いわゆる」という枕言葉もあるように、正式には「**適格請求書等保存方式**」と言います。これに対して現行の制度は「**区分記載請求書等保存方式**」が正式名称となります。変更対象としては、帳簿については変更がなく、請求書等の取引関係書類の扱いが異なります。

	～2023 年(令和 5 年)9 月 30 日まで 区分記載請求書等保存方式	→	2023 年(令和 5 年)10 月 1 日～ 適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	←	左記と同様 (区分記載請求書等保存方式と同じ)
請求書、 領収書等	区分記載請求書等の保存	→	適格請求書等の保存

インボイスとは「売り手が買い手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝えるもの」とお話しましたが、その意味では、現行の区分記載請求書等保存方式と同じです。ではインボイス制度における適格請求書では何が変わるのか、相違概要を一覧にすると下記のようになります。

	インボイス制度への主な変更点
A	請求書等への記載事項が変わります
B	登録事業者のみが適格請求書を交付することが可能になります
C	登録事業者は適格請求書を交付する義務が生じます
D	仕入税額控除を受けるには、適格請求書等の保存が必要になります
E	税額計算方法が異なります
F	登録事業者になるには申請が必要になります

A . 請求書等への記載事項が変わります

- ▶ 適格請求書等への記載事項は以下の ~ の通りです。
- ▶ この ~ の中で、現行の区分記載請求書の記載事項に追加されるものは、 との適用税率と になります。（赤字部分）
- ▶ **適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(Tプラス13桁の法人番号あるいは13桁の数字)**
取引年月日
取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び**適用税率**
消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

6

○×株式会社御中

ご請求書(2023年12月分)

1

△□株式会社

登録番号：T1234567890123

日付	品名		金額
12月2日	そば粉 (xxKg)	※	5,000円
12月9日	業務用キッチンペーパー		10,000円
:	:		:
12月20日	冷凍むき海老 (xxKg)	※	40,000円

※ 軽減税率対象

合計
うち消費税額120,000円
11,200円

4

10%対象

80,000円

8%対象

40,000円

5

消費税

8,000円

消費税

3,200円

B . 登録事業者のみが適格請求書を交付することが可能になります

- ▶ インボイス制度になると適格請求書を交付することができるのは、税務署から登録通知を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。「限られる」ということは「登録を受けていない事業者が適格請求書を交付することは禁止されている」ということです。登録番号があることで、取引相手が仕入税額控除を行える課税事業者であることが分かることとなります。登録番号は、国税庁のサイトの「適格請求書発行事業者登録簿」（以下、登録簿）で確認できる予定です。確認できる情報は下記のとおりです。
- ▶ 【国税庁のWebサイトで公開される適格請求書発行事業者登録簿の掲載情報】
 1. 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 2. 登録年月日
 3. 法人*の場合は本店又は主たる事務所の所在地（*人格のない社団等を除く）
 4. 特定国外事業者**以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（**国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者）

C. 登録事業者は適格請求書を交付する義務が生じます

(1)	適格請求書の交付義務
	取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務
(2)	適格返還請求書の交付義務
	売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
(3)	修正した適格請求書の交付義務
	交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務
(4)	写しの保存義務
	交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

ただし、以下の場合、適格請求書の交付義務が免除されます。

1	公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送 (3 万円未満のものに限ります)
2	出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 (出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります)
3	生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡 (無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります)
4	自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等 (3 万円未満のものに限ります)
5	郵便切手を対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたものに限ります)

D.仕入税額控除を受けるには、 適格請求書等の保存が必要になります

一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等の範囲は以下の通りです。

【仕入税額控除を行うために保存が必要な請求書等】

(1)	売り手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
(2)	買い手が作成する仕入明細書等 (適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
(3)	卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類 [前項Cの「交付義務が免除」される場合の以下の と の取引] 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(4)	(1)から(3)の書類に係る電磁的記録

ただし適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引の場合は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

【帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる場合】

(1)	適格請求書の交付義務が免除される前項Cの「交付義務が免除」される場合の下記の取引 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等 郵便切手を対価とする郵便サービス
(2)	適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
(3)	古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
(4)	適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
(5)	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

その他：現行の区分記載請求書等保存方式との相違点

3万円未満の領収書、追記の禁止

(1)	3万円未満の課税仕入れ（領収書等）も取引証憑の保存が必要 現行では「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められている規定になっていますが、インボイス制度導入後は、これらの規定は廃止されます。
(2)	適格請求書への追記禁止 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできなくなります。

E . 税額計算方法が異なります

- ▶ 現行の区分記載請求書等保存方式の下での消費税額の計算方法は、割戻し計算方式（総額計算方式）が適用されています。適用税率ごとに区分した課税期間中の取引総額（課税資産の譲渡等の税込価格）に110分の10（軽減税率対象資産の譲渡等の場合は、108分の8）を掛けて課税標準額を算出し、それぞれの税率（標準税率10%の場合は7.8%、軽減税率8%の場合は6.24%）を掛けて売上税額を算出しています。インボイス制度になると、次の表のようになります。

【売上税額と仕入税額の計算方法】

売上税額		仕入税額
原則【割戻し計算】 売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準額である金額の合計額にそれぞれの税率を掛けて計算します。	➡	原則【積上げ計算】 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。
※売上税額で割戻し計算を採用する場合、仕入税額は、 原則が積上げ計算となりますが、特例として割戻し計算も選択することができます。	↘	特例【割戻し計算】 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額に、それぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算する（こともできます。）
特例【積上げ計算】 相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している場合（適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含む）には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。	➡	原則【積上げ計算】 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。 ※売上税額の計算で「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算は、割戻し計算を適用できません。

売上税額の計算方法：現行同様、割戻し計算が原則となりますが、特例として積上げ計算も適用することが可能です。ただし売上税額を積上げ計算にした場合、仕入税額も積上げ計算としなければなりません。

F . 登録事業者になるには申請が必要になります

インボイスを交付する事業者は、先ず「登録事業者」になる必要があります。登録事業者になるには「**適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）**」の提出が必要となります。

登録番号は、既に法人番号が付されている事業者は「T + 法人番号」、それ以外の事業者は「T + 新たな13桁の数字の固有番号」が登録番号となります。つまり既に法人番号が付されている事業者であれば、登録番号は先頭にTを加えたものなので既知となりますが、法人番号を付されている事業者の中には、インボイスを交付しない事業者(管理組合等)もあるので、インボイスを交付する事業者は、登録申請書の提出が必須となります。

法人番号を有する課税事業者	T + 法人番号
上記以外の課税事業者 (個人事業者、人格のない社団等)	T + 13 桁の数字



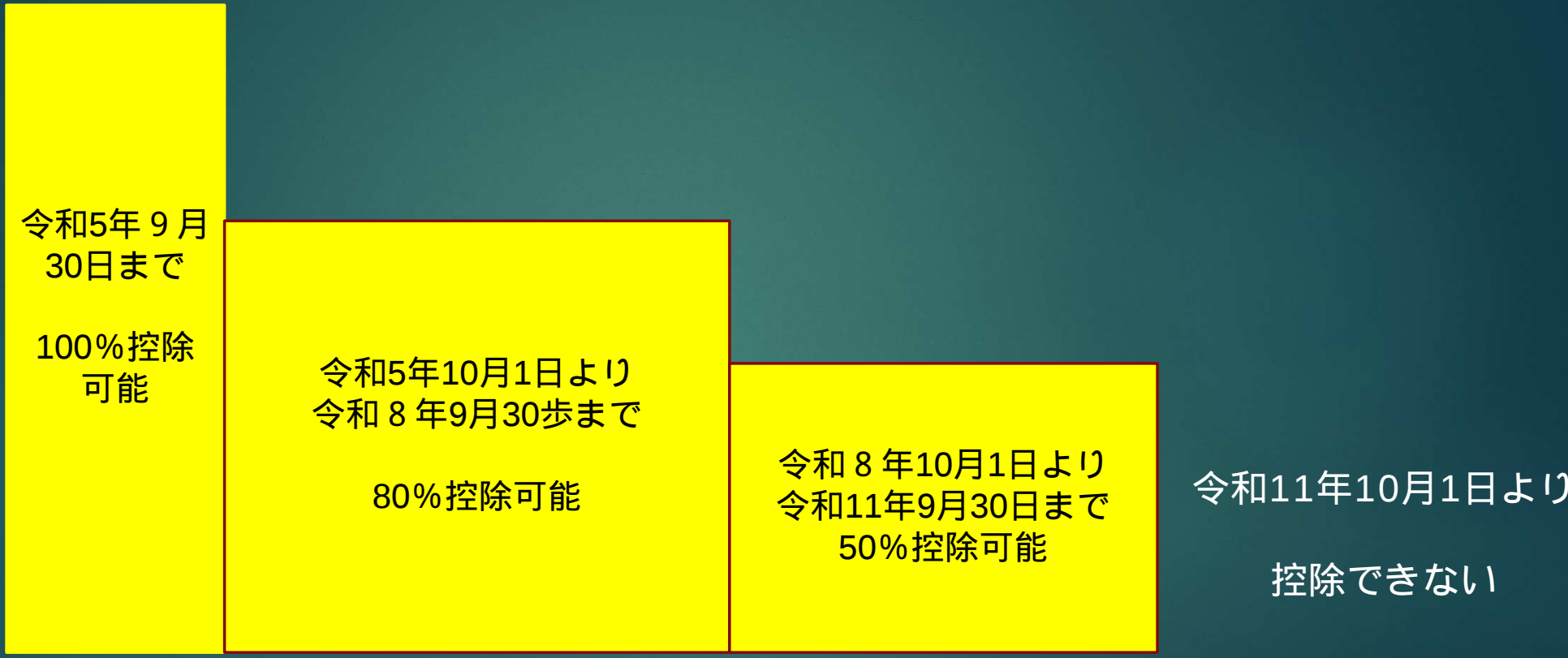
インボイス制度開始当初の2023年(令和5年)10月1日から登録を受けるためには、原則として、2021年(令和3年)10月1日から2023年(令和5年)3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。うっかり登録申請書を提出し忘れて、2023年の10月以降に適格請求書を交付する事態にならないように注意しましょう。なお登録申請書は、e-Taxでも提出が可能となります。

その他：現行の区分記載請求書等保存方式との相違点

免税事業者等からの課税仕入れ

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の「免税事業者等」から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合（最初の3年間は80%、次の3年間は50%）を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

免税事業者等からの課税仕入れ	
現行：区分記載請求書等保存方式	全額：仕入税額控除可能
インボイス制度：適格請求書等保存方式	原則：仕入税額控除不可
（制度導入後6年間の経過措置）	■2023年(令和5年)10月1日～2026年(令和8年)9月30日 80%控除可能
	■2026年(令和8年)10月1日～2029年(令和11年)9月30日 50%控除可能



令和5年 9 月
30日まで

100%控除
可能

令和5年10月1日より
令和 8 年9月30日まで

80%控除可能

令和 8 年10月1日より
令和11年9月30日まで
50%控除可能

令和11年10月1日より
控除できない

改正前（令和5年9月30日まで）

A（免税業者）

売上 440,000

消費税納税額

B

仕入 400,000
仕入税額 40,00

売上 600,000
売上税額 60,000

消費税納税額
20,000

C 消費者

購入額 660,000

うち消費税 60,000

改正後（令和11年10月1日より）

A（免税業者）

売上 440,000

消費税納税額
0

B

仕入 440,000

仕入税額 0

売上 600,000

売上税額 60,000

消費税納税額
60,000

C 消費者

購入額 660,000

うち消費税 60,000



課税事業者か免税事業者かを確認し、控除額を適正に管理していくことが求められるので、インボイス制度開始後は、こうした管理負担（特に経理業務の負担）が増すことが予想されます。

特に免税事業者等の発行する適格簡易請求書（領収書等）は、紙のレシートの交付になる場合が多いので、こうした紙の伝票から課税事業者なのか免税事業者なのかを登録番号の有無や、国税庁の登録簿で確認したうえ、免税事業者と判明すれば80%か50%の控除額を適用する、などの事務負担が追加されるものと考えます。